

4 TPP協定交渉への対応について

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省】

《提案・要望事項》

- 1 TPP協定交渉に当たっては、農林水産物の重要5品目を関税撤廃の例外とするなどの衆参農林水産委員会における決議を踏まえ、政府として毅然とした交渉方針を貫き、国民の真の利益の確保に全力を挙げること。
また、同協定は国民生活に大きな影響を及ぼす懸念があることから、国民に対し、十分な説明責任を果たすこと。
- 2 農業は地方の基幹産業として国民に安全・安心な食料を提供していることから、経済連携の推進のあるなしに関わらず、農業経営の体質と国際競争力の強化を図り、将来にわたり持続的に発展していけるよう、国の責任において具体的かつ体系的な対策を講ずること。

《提案・要望の考え方》

TPP協定は農業分野だけでなく、国民生活の様々な分野への大きな影響が予想されている。とりわけ、農業分野においては、関税撤廃による農業の競争力低下といった経済的側面だけでなく、耕作放棄地の増加などによる農業・農村の持つ国土・環境保全等の多面的機能が失われるとともに、地域社会の基盤や美しい農村風景など経済的尺度だけでは測れない「日本の価値」さえも失われることも懸念される。

これらのことから、協定への参加の可否の判断に当たっては、地方の意見の反映と、国民に対する十分な説明が不可欠である。

【現状・課題等】

農林水産物の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など）については、内外格差が大きく、交渉結果によっては、日本の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料需給率の低下を招くことが危惧されている。

また、農業は地方の基幹産業として、国民に安全・安心な食料を提供するだけでなく、地域社会の基盤や国土・環境保全、食文化の形成など、多様な役割を担っており、これらを将来にわたり維持、発展させるため、国の責任において具体的かつ体系的な対策を講ずる必要がある。

【長野県内の取組】

- 1 平成25年3月27日「我が国のTPP交渉参加に関する疑問点」を内閣官房あて照会
- 2 平成25年5月20日「関税撤廃した場合の長野県内への影響について」を公表

(県所管部局) 企画振興部、総務部、県民文化部、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、会計局

【参考】 関税撤廃した場合の長野県内への影響について (長野県：平成 25 年 5 月 20 日)

(1) **長野県経済全体 (GDP) : 681 億円の増加**

輸出 + 458 億円、輸入 ▲ 345 億円、消費 + 493 億円、投資 + 76 億円

(2) **農林業生産額 : 35 億円 + α の減少**

政府統一試算の対象農産物のうち、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品等の重要品目については計算対象から除外

長野県農林産物への影響について

(前提条件)

対象品目	○政府統一試算の対象農産物 19 品目のうち、県内でほとんど生産のない品目を除いた 10 品目 (以下参照) 及び林産物 (合板用素材)
計算方法	○農産物、林産物とも、政府統一試算に準じて計算。

(計算結果) **農林業生産額 : 35 億円 + α の減少**

分野	品目	本県生産額 (億円)	減少率 (%)	影響額 (億円)
農産物	米 ★	428	※1 P	P
	小麦 ★	4	P	P
	大麦 ★	1	P	P
	加工用トマト	6	100	▲ 6
	りんご	244	8	▲ 20
	生乳 ★	110	P	P
	牛肉 ★	72	P	P
	豚肉 ★	48	P	P
	鶏肉	24	20	▲ 5
	鶏卵	20	17	▲ 3
	その他	1,781	—	—
	合計	2,738	P	▲ 34 + α
林産物	合板用素材	※2 11	6	▲ 1

★いわゆる「聖域」とされる品目

※1) いわゆる「聖域」とされる品目については、現時点で具体的な影響がわからないため、計算を保留。

※2) 合板用素材としての利用量は素材生産量全体の約 3 割。

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉参加に関する決議 (抜粋)

(衆議院：平成 25 年 4 月 19 日、参議院：平成 25 年 4 月 18 日)

- 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
- 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。